

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	地方環境事務所	府省名	環境省
事務・事業名	循環型社会形成推進事業（循環型社会に向けた情報発信事業―地域別3R推進大作戦）		
事務・事業の類型 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. <input checked="" type="checkbox"/> 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	全国7ブロックにおいて、3R推進地方大会を地方環境事務所が主催し、各地域の循環型社会形成に向けた各種の取組の紹介、イベントの実施、マイバックキャンペーン等を通じ、国民一人ひとりの意識改革を図るとともに、「3R推進全国大会」との連携を取りながら、循環型社会形成に向けた地方からの施策の取組を進める。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	30,779千円（7ブロック）		
事務・事業に係る定員（20年度）	1人		
業務量に関連する指標の実績値	―		
外部資源の活用状況 （外部委託を実施している場合）	（関東ブロックの場合） ①事業内容：大会の企画・運営 ②委託先：(株)セレスポ		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. <input checked="" type="checkbox"/> 可 2. <input type="checkbox"/> 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	○ 当該事業で開催するゴミゼロ地方大会は年に1回、かつ1～2日限りで行われるイベントであり、さらにその準備期間として約2週間程度を要している。 ○ また、当該事業の実施に当たっては、チラシ、ポスター等の作成、展示機材の借受け等に1ブロック当たり約400万円の事業費を拠出しており、その一部（人件費）を活用して外部委託により事業を行っているところ。 ○ 一方、国の職員が行う業務は、国の3R関連施策を紹介する展示ブースやチラシ、ポスター等の内容作成や、当日の展示ブース等における施策の説明等であり、本業務の全てを外部資源を活用して行お		

うとした場合、

- ・国の3R 関連施策の内容に精通していることが前提条件となるが、これには日頃の業務経験等を通じた施策の理解が必要不可欠であり、準備期間を超えてなお多くの日数を要するものであること
- ・一方、当該業務に従事するのは、準備期間を含めて年間で14日程度であることから、かえって事業の煩雑化・非効率化を招く結果となり適当でないとする。

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	地方環境事務所	府省名	環境省
事務・事業名	環境カウンセラー事業		
事務・事業の種類 ※ 該当する類型に○印を付けること	2. 施設の管理・運営 2. <input checked="" type="checkbox"/> 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	登録された環境カウンセラーの活動に資する能力の向上等を図るため、最新の知識や情報、技術の習得等の環境カウンセラーに対する研修を各地で実施する。環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進にかかる法律第4条を根拠とする。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	100万円*8(7地区、計8回)		
事務・事業に係る定員(20年度)			
業務量に関連する指標の実績値	年8回実施		
外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合)			
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	3. <input type="checkbox"/> 可 4. <input checked="" type="checkbox"/> 否		
市場化テストを実施する場合	5. 入札種別(官民競争入札又は民間競争入札) 6. 入札実施予定時期 7. 事業開始予定時期 8. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	環境カウンセラー事業は、公共性の高いものであり、全国的な質の均一性、統一性をとることが重要であるため、国で責任を持って統一的に実施する必要がある。本研修は、取得資格の維持のための研修であり、環境カウンセラー制度と一体のものである。地方で分担して、実施している研修等の業務についても、地方事務所と本省との密接な連携のもと、実施されている。また、本事業は、民間団体の請負業務となっている他、地方の分も地区の現状に応じて請負により実施している。		

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	地方環境事務所	府省名	環境省
事務・事業名	環境教育リーダー研修事業		
事務・事業の種類 ※ 該当する類型に○印を付けること	3. 施設の管理・運営 2. <input checked="" type="checkbox"/> 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	環境教育・環境学習を推進する人材として、重要な役割が期待される教職員及び地域の活動実践リーダーを対象に、文部科学省と連携し、基本的知識の習得と体験学習を重視した実地研修を行う。地元の教育委員会と地方環境事務所との協力のもと、地域の環境教育有識者や社会教育施設を活用して、地域の実情に応じた研究会を実施し、地域における環境教育を推進する者を育み、地域全体の環境保全意識を高揚することを目的としている。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	126万円＊7地区		
事務・事業に係る定員(20年度)			
業務量に関連する指標の実績値	年7回実施		
外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合)			
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	5. <input type="checkbox"/> 可 6. <input checked="" type="checkbox"/> 否		
市場化テストを実施する場合	9. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 10. 入札実施予定時期 11. 事業開始予定時期 12. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	環境教育リーダー研修事業は、全国的な質の均一性、統一性をとることが重要であり、国で責任を持って統一的に実施する必要がある。そのため、各地方環境事務所のもと、各ブロック内で活躍する人材をブロック毎で育成するものである。また、当省と文部科学省が協力して実施している事業であり、関係省庁との調整が必要であることから、環境省が直接携わるべき仕事といえる。文部科学省から教育委員会に権限がおりていることから地方環境事務所と教育委員会との調整連携が不可欠な事業である。なお、本事業は地区の現状に応じて民間団体への請負によりすでに実施をしている。		

地方環境事務所について

1. 地方環境事務所の設置

今日、環境行政において、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策、自然環境保全等、国として軸足を地域においた施策の展開が求められている。これに対応し、地域の実情に応じた機動的できめ細かい施策を実施するため、自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合し、法令権限や予算執行権限を委任できる地方支分部局として、平成17年10月に、地方環境事務所を全国7箇所を設置した。

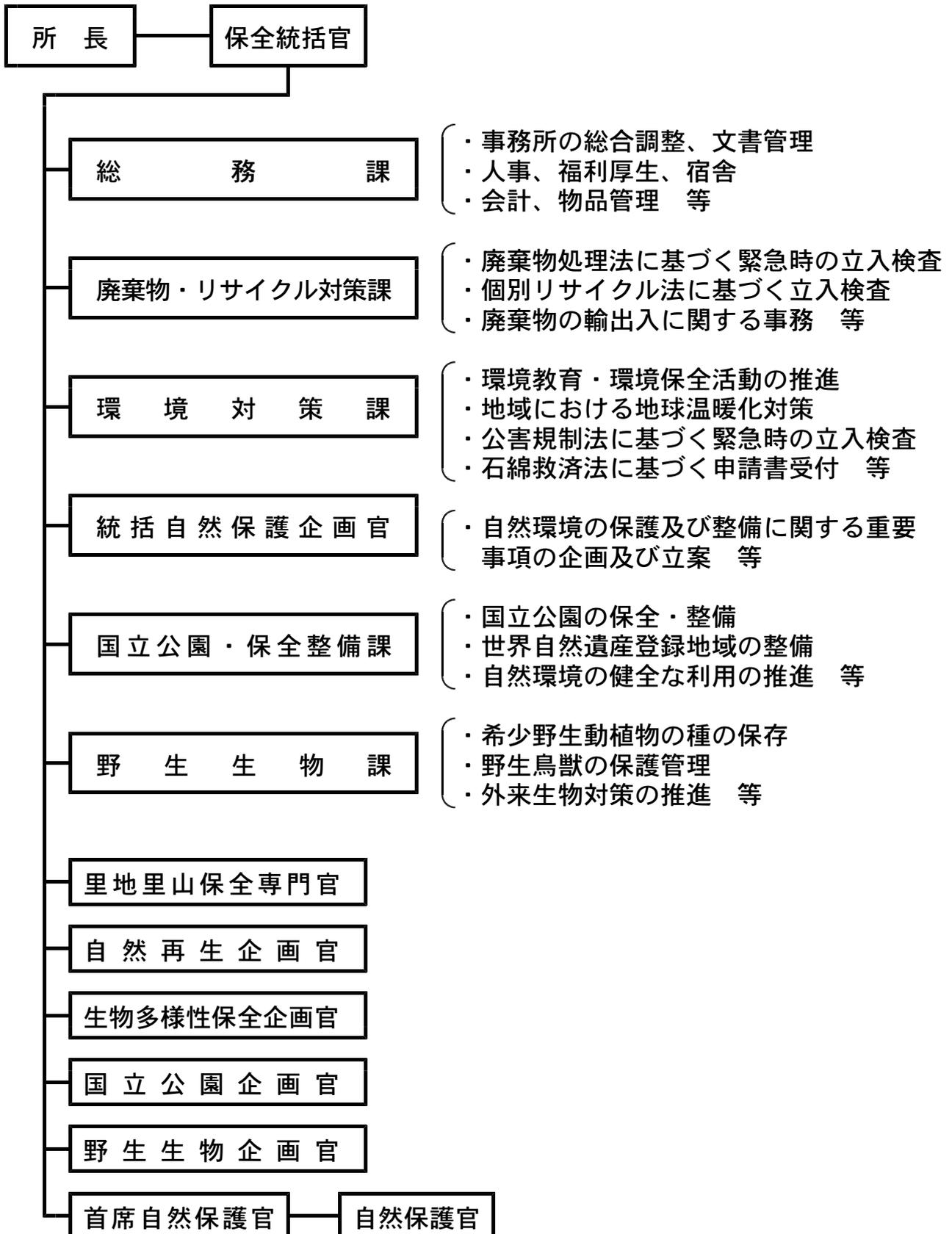
2. 地方環境事務所の業務

地方環境事務所には、所長の下に保全統括官（北海道、中部、中国四国及び九州の4事務所）が置かれ、所長を助け、事務所の事務の整理を行っている。また、5課（北海道事務所は4課）が置かれ、各々管轄の区域内を対象として下記の業務を行っている。さらに、統括自然保護企画官、里地里山保全専門官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、首席自然保護官及び自然保護官の職が置かれ、自然環境に関する特定の事項を担当している。

3. 地方環境事務所の位置と管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道地方環境事務所 └ 釧路自然環境事務所	札幌市	北海道
東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方環境事務所	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
中部地方環境事務所 └ 長野自然環境事務所	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿地方環境事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国地方環境事務所 └ 高松事務所	岡山市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方環境事務所 └ 那覇自然環境事務所	熊本市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

4. 地方環境事務所の内部組織 [標準]





北海道地方環境事務所
 〒060-0001
 北海道札幌市中央区北1条
 西10丁目-1番地 ユーネットビル9F
 TEL 011-251-8700 FAX 011-219-7072
 URL <http://hokkaido.env.go.jp>



東北地方環境事務所
 〒980-0014
 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23
 仙台第二合同庁舎6F
 TEL 022-722-2870 FAX 022-722-2872
 URL <http://tohoku.env.go.jp>



関東地方環境事務所
 〒330-6018
 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
 TEL 048-600-0516 FAX 048-600-0517
 URL <http://kanto.env.go.jp>



中部地方環境事務所
 〒460-0003
 愛知県名古屋市中区錦3-4-6
 桜通大津第一生命ビル4F
 TEL 052-955-2130 FAX 052-951-8889
 URL <http://chubu.env.go.jp>



近畿地方環境事務所
 〒540-6591
 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
 大阪マーチャンドイズマート(OMM)ビル8F
 TEL 06-4792-0700 FAX 06-4790-2800
 URL <http://kinki.env.go.jp>



中国四国地方環境事務所
 〒700-0984
 岡山県岡山市桑田町18-28
 明治安田生命岡山桑田町ビル1,4F
 TEL 086-223-1577 FAX 086-224-2081
 URL <http://chushikoku.env.go.jp>



九州地方環境事務所
 〒862-0913
 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22
 TEL 096-214-0311 FAX 096-214-0354
 URL <http://kyushu.env.go.jp>

環境省 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
 TEL 03-3581-3351(代表) URL <http://www.env.go.jp/>



古紙配合率100%再生紙を使用しています
 このパンフレットはSOYインキ(大豆インキ)を使用しています。

© 環境省 2005年9月発行

みんなで止めよう温暖化
 チーム・マイナス6℃

地方環境事務所



国と地方との新たな協働関係を築く拠点として



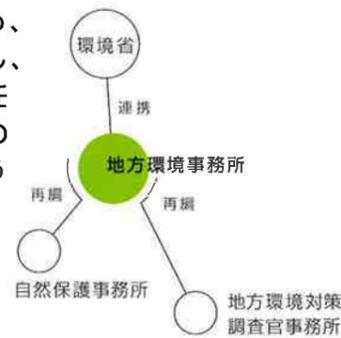
地方環境事務所

2005年10月、地方環境事務所が発足しました。

地域の実情に応じた機動的かつきめ細やかな環境行政を展開するため、環境省は、従来の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を再編し、地方環境事務所を設置しました。地方環境事務所は、法令権限を委任できる地方支分部局であり、幅広い分野について総合的に、地域の視点で様々な意思決定を行い、機動的で地域に密着した活動を行うことができる組織です。

地域における環境省の「顔」として、

- 地域の問題と向き合い、地域の視点に立って考え、行動します。
- 地域の行政、専門家、住民等との協働により問題に取り組みます。
- 地域の情報も足を運んで集め、地域での情報発信拠点を目指します。



組織図

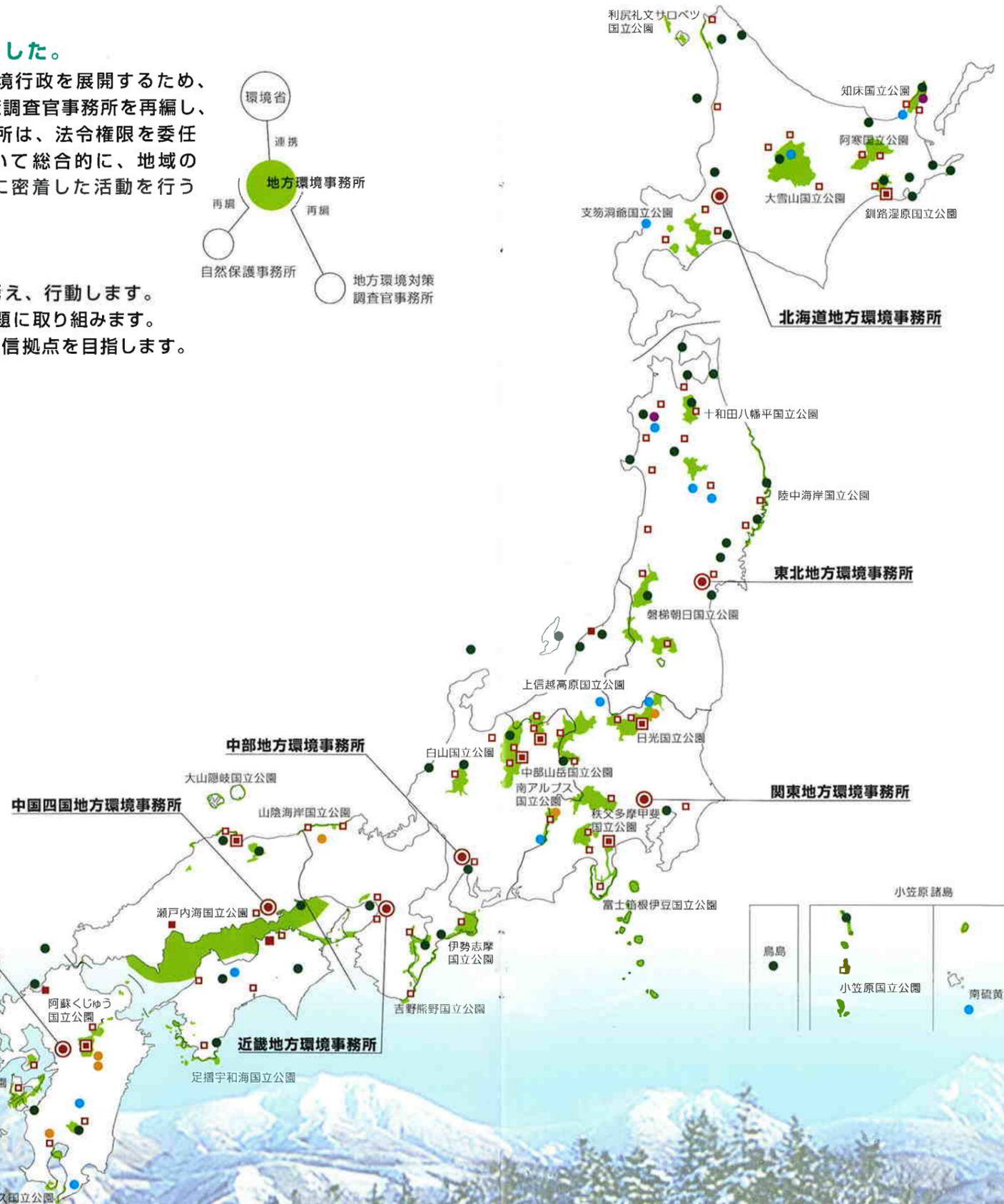
所長
保全統括官
総務課
廃棄物・リサイクル対策課
環境対策課
統括自然保護企画官
国立公園・保全整備課
野生生物課
里地里山保全専門官
自然再生企画官
生物多様性保全企画官
国立公園企画官
野生生物企画官
首席自然保護官
自然保護官

地方環境事務所配置図

- 地方環境事務所
- 自然環境事務所
- 事務所
- 自然保護官を置く事務所

国立公園等保護地域

- 国立公園
- 自然環境保全地域（原生含む）
- 生息地等保護区
- 国指定鳥獣保護区
- 世界自然遺産地域



地方環境事務所

北海道地方環境事務所 (札幌市)	北海道
東北地方環境事務所 (仙台市)	青森県／岩手県／宮城県／ 秋田県／山形県／福島県
関東地方環境事務所 (さいたま市)	茨城県／栃木県／群馬県／ 埼玉県／千葉県／東京都／ 神奈川県／新潟県／山梨県／ 静岡県
中部地方環境事務所 (名古屋市)	富山県／石川県／福井県／ 長野県／岐阜県／愛知県／ 三重県
近畿地方環境事務所 (大阪市)	滋賀県／京都府／大阪府／ 兵庫県／奈良県／和歌山県
中国四国地方環境事務所 (岡山市)	鳥取県／島根県／岡山県／ 広島県／山口県／徳島県／ 香川県／愛媛県／高知県
九州地方環境事務所 (熊本市)	福岡県／佐賀県／長崎県／ 熊本県／大分県／宮崎県／ 鹿児島県／沖縄県

地方環境事務所は、これまで自然保護事務所が行ってきた国立公園や野生生物の保護管理等の業務、地方環境対策調査官事務所が行ってきた環境情報の収集・調査及び相談等の業務を引き継ぐほか、環境関係法令に基づき新たに委任される幅広い事務を行っています。

1 廃棄物・リサイクル対策



廃棄物の不法投棄や不法輸出入をなくし、適正処理を進めるため、地方公共団体と一体となって廃棄物・リサイクル対策に取り組んでいます。

【主な活動】

- 地域のパトロール調査や懸念事項の情報収集活動
- 産業廃棄物処理業者、施設への緊急時の報告徴収、廃棄物処理施設への立入検査
- 廃棄物や特定有害廃棄物等の輸出入に関する申請内容の調査や立入検査、相談業務
- 各種リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
- 廃棄物処理法の広域認定制度や再生利用認定制度の申請受理、現地確認や相談業務

2 環境保全対策



地域における地球温暖化防止活動の促進に取り組むとともに、国や地方公共団体・国民・事業者・民間団体等が行う環境教育・環境保全活動を支援し、活動の活性化に取り組んでいます。また、公害問題や化学物質問題など、地域が抱える環境リスクについての理解を進め、自発的な活動への支援に取り組めます。

【主な活動】

- 地球温暖化対策**
 - 地球温暖化に関する普及啓発活動
 - CO₂排出抑制対策を実施する補助金の執行関係事務
- 環境教育・環境保全活動の推進**
 - 環境教育指導者の育成
 - 環境カウンセラーの登録・研修業務
 - 環境学習会の開催の推進
 - NGO/NPO、企業、行政など地域の各主体との環境パートナーシップ・ネットワークの構築
- 公害・化学物質対策**
 - 大気汚染防止法や水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等に基づく緊急時の立入検査等による着実な公害対策の推進
 - 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定申請書受理、指定業務
 - 生活排水対策や土壌汚染に係るリスクコミュニケーション等、地域における自発的な取組を支援
 - 化学物質審査規制法に基づく立入検査及び報告徴収による着実な化学物質管理の推進

3 自然環境の保全整備



国立公園をはじめとする重要な自然景観や生態系の保全、陸域から海域にわたる多様な生態系の保全・再生に取り組み、地域の自然や文化とのふれあいを深めるための施策を展開しています。

【主な活動】

- 国立公園、自然環境保全地域及び、世界自然遺産地域の指定、保護管理に関する計画の作成や調査・パトロール、様々な規制行為に係る許認可業務
- 国立公園の適正利用のため、ビジターセンターやキャンプ場・歩道などの公園利用施設を整備
- 森林、湿原、サンゴ礁等多様な生態系の保全・再生をめざした自然再生事業の実施
- 里地里山の保全・再生
- 自然環境学習会の推進、エコツーリズムの支援など自然とのふれあいの推進

自然保護官事務所

地方環境事務所の下に、国立公園等の現地管理を担う自然保護官事務所が置かれ、自然保護官(レンジャー)が配置されています。自然保護の最前線に立って、地域固有の資産である自然環境の保全とその自然環境を活かした豊かな地域づくりに関わっています。



4 野生生物の保護管理



生物多様性の保全を図るため、鳥獣及びその重要な生息地の保護管理や希少な野生生物の保護対策を行うとともに、外来生物対策等に取り組んでいます。

【主な活動】

- 野生生物に関する保護地域*の指定や、保護管理に関する計画の作成や調査・パトロール
*国指定鳥獣保護区、希少種の生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地など
- 希少種及び鳥獣の捕獲や保護地域内の開発行為に係る許可業務
- 絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖事業
- 外来生物の輸入や飼養などの規制業務
- 外来生物等の影響に関する調査・モニタリング
- 外来生物の防除事業

社会的背景



地方環境事務所

機動的で きめ細かに 対応できる 現場の組織

- 機動的に現場に赴き、事案の実態を迅速かつ的確に把握・分析を行う
- 問題解決に向けて、地方公共団体や関係者への適切な助言を行う
- 緊急の環境問題への対応が、迅速かつ効果的に行われるよう、本省からの支援窓口となる
- 地域の自然的社会的条件を十分に踏まえ、地域の様々な主体との連携・協働のもとに施策を展開する

“地域環境力”の活性化・支援拠点

- 地域環境力（地域において、あらゆる主体が自発的積極的に地域の環境問題へ対応する基盤・ポテンシャル）の活性化と展開を推進する
- 各主体との積極的なコミュニケーションを図り、地域でのパートナーシップを構築する

地域の環境データバンク

- 環境に関する様々な情報・データの戦略的な収集・分析を行う
- 施策や取組の基盤となる環境統計などの形で発信できる体制を整備する
- 地域での環境保全活動の推進や、本省の施策立案を支える



循環型社会の構築に向けたごみの3Rの推進



“もったいない”を地域に、そして世界に
環(わ)のくらし <http://www.wanokurashi.ne.jp/mat/>

“もったいない”とは

平成17年2月の京都議定書の発効を記念するためノーベル平和賞受賞者でケニア環境副大臣のワンガリ・マータイさんが来日しました。その際に知った日本の「もったいない」という言葉に感銘を受け、この考え方を世界に広めようとされています。「もったいない」とは、そのものの本来の値打ちを無駄にすることなく生かしていくという考え方です。



みんなで止めよう温暖化 チーム・マイナス6%



みんなで止めよう温暖化
チーム・マイナス6%

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kokumin/>

“チーム・マイナス6%”とは

深刻化する地球温暖化問題。この解決のために世界が協力して作った京都議定書が平成17年2月16日に発効しました。

世界に約束した日本の目標は、温室効果ガス排出量6%の削減。これを実現するための国民的プロジェクト、それがチーム・マイナス6%です。

- 温度調節で減らそう
- 水道の使い方減らそう
- 商品の選び方で減らそう

CO₂削減のためのアクションです。

- 自動車の使い方減らそう
- 買い物とゴミで減らそう
- 電気の使い方減らそう